

カスハラ等に該当する事例

次のような行為は、カスハラ等に該当する場合があります

人格を否定する言動



威圧的な言動や暴言など、職員の人格を否定するような言動はやめましょう。

電話等での拘束・わいせつな言動



長時間の電話や、わいせつな言動など、職員を拘束する行為はやめましょう。

長時間の居座り・過度な要求



長時間の居座りや、過度な要求行為など、業務に支障をきたす行為はやめましょう。

SNS等での誹謗中傷・名指し



SNS等での誹謗中傷や、個人情報の公開など、職員の権利を侵害する行為はやめましょう。

カスハラ等が見受けられた場合

1 警告



行為者に対し、文書により、警告します。

2 情報の公表



カスハラ等の内容を公表します。

3 適切な解決措置



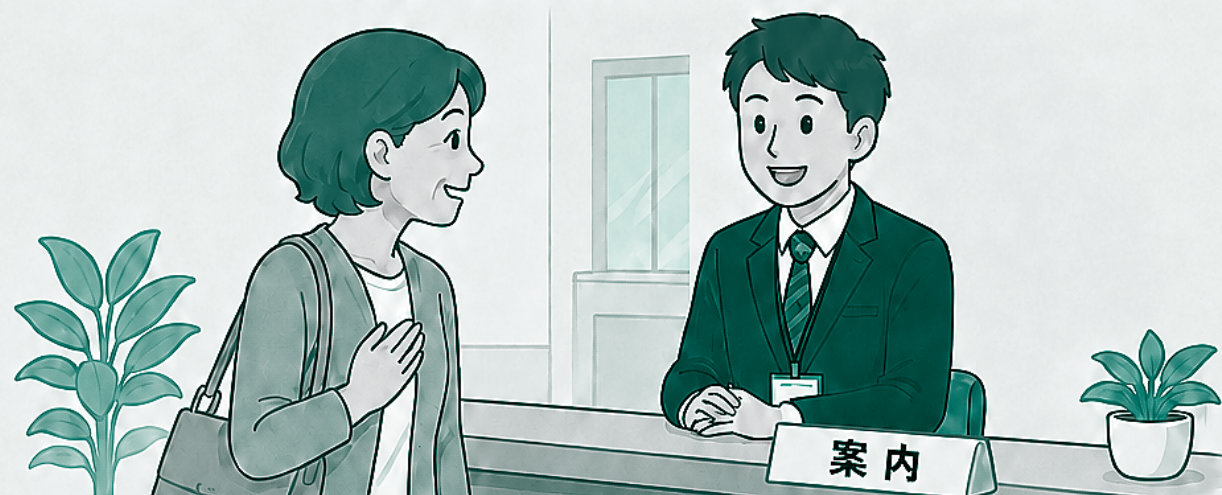
改善が不十分な場合は、法に基づく適切な解決措置を講じます。

■ 問合せ先 総務課 ☎ 76-4601

八峰町カスタマーハラスメント 及び不当要求行為等防止条例

令和8年10月1日より施行されます

お互いを尊重し、安心して利用できる町役場へ



カスハラ等は、何人も、あらゆる場面で行ってはなりません

カスハラ・不当要求行為とは



暴言、威圧的な言動、過度な要求などにより、職員の人格・尊厳や勤務環境を害し、町の業務に支障を生じさせる行為です。

町民・利用者の皆さん



問題への理解を深め、社会のルールに照らして職員への配慮をお願いします。町の防止施策にもご協力ください。

町の責務



防止に関する施策を総合的に実施し、必要に応じて関係機関と連携します。

職員の責務



利用者の権利を尊重し、問題への理解を深め、防止施策に協力します。職員自身もカスハラ等を行いません。

誰もが安心できる、持続可能な行政サービスのために